



まちの財政事情

(平成22年度下半期)

平成23年3月31日現在のまちの財政事情を公表します。

なお、詳しい財政事情は、町のホームページからご覧になれます。

[資料の場所：トップページ > 財政 > 平成22年度 > 平成22年度財政事情書(下半期)]



■ 各会計の予算執行状況

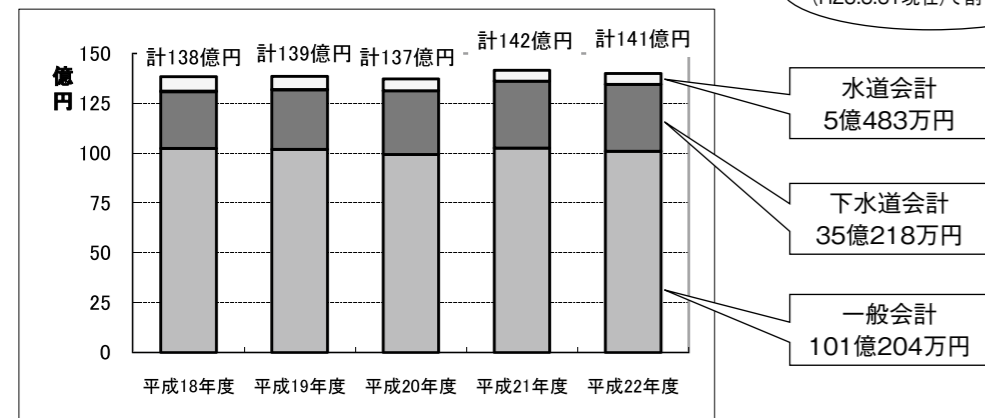
会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
一般会計	117億714万円	102億9,575万円	87.9%	109億9,789万円	93.9%	
国民健康保険特別会計	49億8,398万円	34億2,659万円	68.8%	46億7,582万円	93.8%	
老人保健特別会計(注)	235万円	234万円	99.7%	234万円	99.7%	
土地区画整理事業特別会計	8億6,128万円	6億2,619万円	72.7%	4億5,156万円	52.4%	
公共下水道事業特別会計	8億755万円	4億9,460万円	61.2%	7億4,441万円	92.2%	
介護保険特別会計	15億8,243万円	15億3,993万円	97.3%	14億4,187万円	91.1%	
後期高齢者医療特別会計	1億6,421万円	1億6,170万円	98.5%	1億4,584万円	88.8%	
水道事業	収益的収入	8億7,521万円	8億8,382万円	101.0%		
	収益的支出	8億1,659万円			7億9,538万円	97.4%
	資本的収入	1,845万円	1,800万円	97.5%		
	資本的支出	1億2,915万円			1億743万円	83.2%

(注) 老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成22年度で廃止となります。

※決算は5月末です。

■ 町の借金残高の状況

(各年度3月31日現在)



■ 町の財産の状況

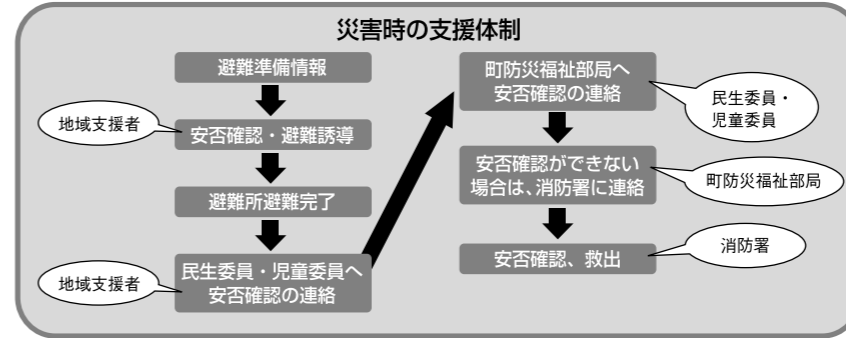
(各年度3月31日現在)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	前年度比
土地	489,701㎡	489,701㎡	486,714㎡	486,714㎡	499,067㎡	➡
建物	66,185㎡	66,440㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	➡
基金	14億6,310万円	14億7,358万円	16億4,852万円	18億8,434万円	16億1,442万円	➡
債権	4億8,167万円	4億3,729万円	3億9,791万円	9億9,654万円	9億5,216万円	➡
有価証券	2,012万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	➡
出資等による権利	1億5,384万円	1億5,589万円	1億5,680万円	1億5,703万円	1億5,716万円	➡
車両	44台	47台	50台	42台	44台	➡

お問い合わせ / 総務部 企画財政課財政係 ☎945-4533 FAX946-6086

西原町災害時要援護者台帳に登録しましょう!

西原町では、災害時に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする方たちの台帳登録を進めています。



西原町では、家族等の支援が困難な一人暮らしの高齢者や身体に障害を持っている人たち(災害時要援護者)が地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、台帳を整備し、この台帳に基づき作成した名簿を開示することにより、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。

名簿は、町関係部署、管轄する警察署及び消防署のほか、自治会長、地域の民生委員・児童委員などと共有し、地域の中での日ごろの見守りと、災害時の支援体制を整えるために活用していくものです。

1 台帳登録の対象はおおむね次の方です。

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 70才以上の高齢者のみの世帯の方
- 介護保険の要介護認定を受けている方
- 認知症高齢者
- その他、援助を必要とする方

2 登録を希望する方は...

- (1) 申込書の提出が必要です。名簿には個人情報に記載されるため、本人の同意が必要です。
- (2) 「地域支援者」を決めていただきます。「地域支援者」とは、登録を希望する方の普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援をしていただく方をいいます。地域支援者を決定することが難しい場合は、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。
- (3) 申込書の提出先は町役場の下記窓口へどうぞ。なお、来庁して申請書を提出するのが厳しい方はご連絡ください。調査員が訪問します。

一地域支援者について一

地域支援者は、登録を希望する方の隣近所の方々をお願いするのが理想ですが、決して責任を伴うものではありません。普段からよい近所付き合いを心がけ、その中で支援していただければ結構です。地域支援者も名簿に記載されます。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 (内121)

【平成23年度国民年金保険料は月額15,020円(年間180,240円)です】

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付、便利でお得な口座振替もあります。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市町村役場の国民年金窓口か最寄りの年金事務所にて手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

Q: 免除の期間は、どのように申請しますか?

A: 7月分~翌年6月分までを一年度として申請します。(学生納付特例制度の場合は、4月分から翌年3月分まで)

Q: 平成22年度(平成22年7月分から平成23年6月分まで)の免除の申請をしたいのですが、まだ受付はしていますか?

A: 平成23年7月29日まで申請できます。お急ぎ手続きしてください。

Q: 平成23年度の免除申請(平成23年7月分から平成24年6月分まで)は、いつから申請できますか?

A: 平成23年7月から受付開始します。(平成22年の所得の確定が6月であるため)

Q: 今年3月に大学を卒業し、3月までは学生納付特例制度を利用していました。現在、就職活動中です。何か手続きが必要ですか?

A: 引き続き免除希望であれば、平成23年4月分から6月分の保険料の免除申請を7月29日までに行ってください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 年金係 945-5311 (内線121、123)